

国家公務員一般労働組合

国立ハンセン病資料館分会ニュース

No.15 | 2025.4

厚労省 職員の雇用継続を明言 組合の要求がまた 1 つ実現

私たちは昨年 10 月 31 日付で、厚労大臣宛に「国立ハンセン病資料館の運営及び学芸員等の雇用継続と処遇の改善の要望書」(HP 参照)を提出し、回答を求めています。本年 3 月 12 日、ようやく厚労省難病対策課から回答を聞くことができました。主な内容は次の通りです。

- ① **雇用継続** 組合)単年度事業委託に伴う職員の単年度雇用は、不安定な働き方を職員に強いるものであるため、単年度委託をやめるか、職員の雇用を継続するよう求める。**厚労) 2025 年度分の実施要領から、管理運営受託者が代わっても職員の雇用を継続するように明記した。**
- ② **園との協定締結** 組合)社会交流会館職員が園職員に準じた形で働けるような協定を、受託者と園との間で結んでもらいたい。**厚労)そのような協定が結べると良いと自分たちも思っているが、厚労省医政局や園の側に難色を示す声があり、実現に至っていない。**
- ③ **働くための基本的なルールの整備** 組合)笹川保健財団は単年度受託を理由に、責任の所在、職務分掌表、昇進の基準、給与表、退職金制度等働くための基本的なルールの整備を拒み続けている。厚労省がこれらのルールを整備した上で事業委託するか、受託者に整備を指導してもらいたい。**厚労)笹川保健財団は組織規程と給与表を準備し、まもなく職員に説明すると聞いている。職員の昇給等については、予算の範囲内で受託者の判断でできる。**
- ④ **必要な予算の確保** 組合)笹川保健財団は、入札に応募している立場上、予算要求はできないと言っているが、厚労省に必要額を伝えられないことが、現場の予算不足を招いていると考えられる。厚労省に対して受託者が予算要求を行えるようにしてもらいたい。**厚労)必要な予算はその都度笹川保健財団から聞いていて、それを踏まえて財務省に予算要求している。**

組合が求め続けてきた、不安定な単年度雇用からの解放が、ついに実現します。いくつかの他の課題にも、改善の道が開けはじめました。今後、これらの成果を確実なものにしていきましょう。

国家公務員一般労働組合 国立ハンセン病資料館分会ニュース No.15 (2025 年 4 月 15 日発行)

発行：国家公務員一般労働組合 国立ハンセン病資料館分会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3F

TEL 03-3502-6363 / E-mail kokkouhansen@gmail.com / HP hansensdignity.com

